

## 自己点検シート(居宅介護支援)

【記入日:平成29年7月19日 ・記入者氏名:山岸 大輔 ・連絡先:Tel.072-204-7319 】

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>I 基本方針</b>							
1. 基本方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。	基準第1条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に居宅介護支援の提供が行われていますか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	市町村、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めていますか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>II 人員基準</b>							
1. 従業者の員数	常勤の介護支援専門員を1人以上配置していますか。 常勤 ( 1人): 非常勤( 人)	第2条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員の員数は標準数(利用者の数が35又はその端数を増すごとに1名)を満たしていますか。 → 下記の数値を記載してください。( 6月実績) ① 常勤職員1人当たりの1ヶ月の通常勤務すべき時間 (168時間) ② 非常勤職員の1ヶ月の勤務時間合計 (0時間) ③ 常勤換算後の介護支援専門員の人数 (2人) ④ 居宅介護支援の請求件数 (21件) ⑤ ④÷③の値 (21)	第2条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
2. 管理者	常勤の介護支援専門員である管理者を配置していますか。	第3条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 (管理業務に支障はないですか。)  → 下記の事項について記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務の有無 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 )</li> <li>・当該事業所の介護支援専門員との兼務 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 )</li> <li>・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は全ての事業所名、職種名</li> </ul> 事業所名 : ( ) 事業所名 : ( ) サービス種別: ( ) サービス種別: ( ) 職種名 : ( ) 職種名 : ( )	第3条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)別紙(様式1-1)「従業員の勤務の体制及び勤務実績一覧表」を作成のうえ添付してください。

Ⅲ 運営基準							
1. 内容及び手続きの説明・同意	サービス提供開始に際し、利用申込者又は家族に対して、事業所の概要、重要事項(※1)について記した文書を交付して(※2)説明を行い、提供の開始について同意を得ていますか。  ※1 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者 のサービス選択に資すると認められる事項。 ※2 文書の交付は、電磁的方法でも可。	第4条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合 等	第5条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合、適切な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じていますか。	第6条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 受給資格等の確認	指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の被保険者証の確認を行っていますか。	第7条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
5. 要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第8条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第8条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。	第8条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者等の求めに応じて提示するよう指導していますか。	第9条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 利用料等の受領	法定代理受領がなされる場合の費用の額と償還払いとなる場合の利用料との間に、不合理な差額を設けていませんか。	第10条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用料のほか、運営規程に定められた交通費(利用者の居宅が通常の実施地域以外の地域の場合)以外の支払いを利用者から受けていませんか。	第10条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通常の実業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。	第10条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	法第46条第7項 (法第41条第8項準用)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	施行規則 第78条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 保険給付の請求のための証明書の交付	利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	第11条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 指定居宅介護支援の基本取扱方針	要介護状態の軽減と悪化防止のため、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。	第12条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、改善を図っていますか。	第12条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
10. 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に対して提供していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画の作成及び変更にあたっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	解決すべき課題の把握(アセスメント)にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者や家族に面接して行っていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を完結の日から2年間保存していますか。	第13条、第29条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
10. 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	次に掲げる場合においては、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催していますか。 ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合 ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ④ 居宅サービス計画の変更を行う場合	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録をその完結の日から2年間保存していますか。	第13条、第29条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるか区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求めていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	実施状況の把握(モニタリング)は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。 ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。(記録は完結の日から2年間保存)	第13条、第29条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
10. 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置づける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは尊重してこれを行っていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	検証した上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域ケア会議から、適切な支援の検討のための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	第13条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11. 法定代理受領サービスに係る報告	国民健康保険団体連合会(国保連)に対して、給付管理票を毎月提出していますか。	第14条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
12. 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	次に該当するような場合に、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を当該利用者に対して交付していますか。 ・利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合 ・要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合 ・その他利用者からの申し出があった場合	第15条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13. 利用者に対する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には、遅滞なく市町村へ通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第16条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14. 管理者の責務	管理者は、従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対して必要な指揮命令を行っていますか。	第17条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15. 運営規程	次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の職種、員数及び職務内容 <input checked="" type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input checked="" type="checkbox"/> 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 <input checked="" type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input checked="" type="checkbox"/> 虐待防止に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	第18条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16. 勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	第19条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の従事者である介護支援専門員が、居宅介護支援業務を担当していますか。	第18条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	第19条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月～1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保していますか。	第19条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
17. 設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	第20条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。	第20条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18. 従業員の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第21条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19. 掲示	運営規程の概要や勤務の体制、その他重要事項(重要事項説明書の内容)及び指定書を事業所内に掲示していますか。	第22条 堺市介護保険施行規則第51条の18の2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20. 秘密保持等	従業員又は従業員であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第23条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を個別に文書により得ていますか。(サービス提供開始時における包括的な同意で可)	第23条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21. 広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第24条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22. 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	介護支援専門員に対して居宅サービス計画の作成又は変更に関し、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の事業者及び管理者からの指示等、若しくは、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の介護支援専門員からの指示等はありませんか。	第25条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員に対して居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の、事業者及び管理者からの指示、若しくは、居宅介護支援費の加算を得るために、介護支援専門員による解決すべき課題に即さない居宅サービスの居宅サービス計画への位置付けはありませんか。	第25条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	第25条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
23. 苦情処理	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 苦情件数：月平均 0件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：有・無	第26条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を重要事項説明書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。	第4条、 第22条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情の内容等を記録・保存していますか。	第26条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	第26条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	第26条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会(国保連)への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	第26条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	第26条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	第26条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
24. 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。	第27条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。 →損害賠償保険への加入又は更新: <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	第27条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事故が生じた際には、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	第27条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25. 高齢者虐待の防止	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」第5条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26. 会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第28条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27. 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅介護支援の提供に関する記録(居宅サービス計画等)を整備し、完結の日から2年間保存していますか	第29条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
28. 変更の届出	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に変更の届出を行っていますか。</p> <p>【厚生労働省令届出事項】</p> <p>1) 事業所の名称及び所在地</p> <p>2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>3) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)</p> <p>4) 事業所の平面図</p> <p>5) 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>6) 運営規程</p> <p>7) 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項</p> <p>8) 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</p>	法第82条・ 施行規則第133条	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>IV 業務管理体制の整備</b>							
1. 業務管理体制の整備	1 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのように周知されていますか。 (周知方法:職員研修にて )	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 法令遵守責任者の選任【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。  法令遵守責任者の届出 <u>済</u> ・ 未済  所属・職名 <u>一休デイサービスセンター施設長</u> 氏名 <u>石本 香代</u>	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 法令遵守規程の整備【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。  規程の概要の届出 <u>済</u> ・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 業務執行の状況の監査【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的に実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。  監査の方法の概要の届出 <u>済</u> ・ 未済	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。	法第115条の32 施行規則第140条の40	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
1. 業務管理体制の整備	<p>3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。</p> <p>※所管庁(届出先)</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣</p> <p>◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事</p> <p>◎すべての指定事業所等が指定都市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課)</p> <p>◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課)</p> <p>◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)</p>	法第115条の32 施行規則第140条の40	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
<b>V 介護給付費関係</b>							
1. 介護給付費 単位	<p>介護給付費単位数表により適切に算定されていますか。 (居宅介護支援事業所の取扱件数*により報酬単価が異なることに留意すること。)</p> <p>(1) 居宅介護支援費(I)          &lt;取扱件数が「40件未満」の場合&gt;            ① 要介護1又は要介護2                   1,042単位            ② 要介護3、要介護4又は要介護5       1,353単位</p> <p>(2) 居宅介護支援費(II)          &lt;取扱件数が「40件以上60件未満」の場合&gt;            ① 要介護1又は要介護2                   521単位            ② 要介護3、要介護4又は要介護5       677単位</p> <p>(3) 居宅介護支援費(III)          &lt;取扱件数が「60件以上」の場合&gt;            ① 要介護1又は要介護2                   313単位            ② 要介護3、要介護4又は要介護5       406単位</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 取扱件数の定義            (事業所における利用者の数) + (指定介護予防支援に係る利用者の数) × 1/2で算出した数を、当該事業所の介護支援専門員の員数(常勤換算方法で算定した員数)で除した数のこと            ※事業所における利用者の数とは、給付管理を行い報酬請求を行った件数であり、契約のみをしているケースは含まない。</p> </div>	算定基準 別表イ 留意事項 第3-7	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、所定単位数を算定していますか。	算定基準 別表イ注1	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
【月途中における 取扱い等】	<p>次のとおり算定していますか。</p> <p>①月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等 死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の給付管理票を国保連合会に届け出ている事業者について算定する。</p> <p>②月の途中で、事業者の変更がある場合 利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ算定する。</p>	留意事項 第3-1～5	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【月途中における 取扱い等】	<p>③月の途中で、要介護状態区分の変更がある場合 月末における要介護状態区分に応じた居宅介護支援費を算定する。</p> <p>④月の途中で、他の市町村に転出する場合 転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになるため、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票は別々に作成する。この場合、それぞれの給付管理票を同一の事業者が作成した場合であっても、それぞれについて算定する。</p> <p>⑤サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合 サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費を請求できない。</p>	留意事項 第3-1～5					
	<p>居宅介護支援の業務が適切に行われない場合(※)は、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>なお、運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合には、所定単位数は算定できない。</p> <p>(※)基準第13条第7号、第9～11号、第13号及び第14号(第15号において準用する場合を含む。)の規定に適合していないこと。具体的には次のいずれかに該当する場合に、当該減算の適用となるので留意すること。</p>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
2. 運営基準減算	<p><b>【居宅サービス計画の作成及び変更】</b>  (1)次の場合に減算が適用される。  ① 当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月(以下「当該月」という。)から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。  ② 当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合(やむを得ない場合を除く。以下同じ。)には、当該月から当該状態が解消されるに至った前月まで減算する。  ③ 当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。</p> <p>⇒ 減算を適用すべきであるにも拘わらず、減算を行っていない  ケース 有 ・ (無)</p>	算定基準別表イ注2留意事項第3-6	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p><b>【サービス担当者会議】</b>  (2)次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。  ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合  ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合  ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>⇒ 減算を適用すべきであるにも拘わらず、減算を行っていない  ケース 有 ・ (無)</p>		算定基準別表イ注2留意事項第3-6	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
2. 運営基準減算	<p><b>【モニタリング】</b>  (3)次の場合に減算が適用される。  ① 当該事業所の介護支援専門員が1ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。  ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。</p>			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		



点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
	⇒ 減算を適用すべきであるにも拘わらず、減算を行っていない ケース 有 ・ 無						
3. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(能勢町(東郷、田尻、西能勢)、太子町(山田)及び千早赤阪村)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援の提供を行った場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。	算定基準 別表イ注5	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
4. 特定事業所集中減算	<p>各事業所において、前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、認知症対応型共同生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものに限る。))又は看護小規模多機能型居宅介護(利用期間を定めて行うものに限る。)(以下「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合を計算し、それらのいずれかについて、80%を超えている場合は、特定事業所集中減算として、1ヶ月につき200単位を所定単位数から減算していますか。</p>	算定基準別表イ注6	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(判定期間と減算適用期間について)            判定期間が前期(3月1日～8月末日)の場合は9月15日までに、判定期間が後期(9月1日～2月末日)の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者において、「特定事業所集中減算チェックシート」を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を提出していますか。(※当該チェックシートの様式は、堺市介護事業者課Web参照。)</p> <p>特定事業所集中減算チェックシート(提出用) (有)・無)</p> <p>なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存していますか。</p> <p>特定事業所集中減算チェックシート(保存用) (有)・無)</p>	留意事項第3-10	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(具体的な計算式について)            事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算の対象となります。</p> <p>当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数            ÷ 当該サービスを位置付けた計画数</p>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
4. 特定事業所 集中減算	(80%を超えた場合の正当な理由について) 次のいずれかに該当していますか。 (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象となるサービス事業所が各サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合 (2) 判定期間の1ヶ月当りの平均居宅サービス件数が20件以下の事業所である場合 (3) 判定期間の1ヶ月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1ヶ月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 (4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合(ただし、事業者が不当な誘導等によって、利用者の自由な選択を阻害していると認められる場合を除く)	留意事項 第3-10	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(減算適用期間について) ア 判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。 イ 判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⇒ 減算適用の有無 有 ・ 無						
5. 初回加算	次のいずれかに該当する場合に、初回加算として1月につき300単位を加算していますか。 (ただし、運営基準減算に該当する場合は、算定できない。) ① 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し居宅介護支援を行った場合 ② 要介護状態区分が2段階以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合	算定基準 別表ロ・注	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
6. 特定事業所 加算	<p>中重度者や支援困難ケースを中心とした質の高いケアマネジメントを行うことを目的に、算定要件に適合するものとしてあらかじめ届け出た事業所において、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。ただし次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</p> <p>(1) 特定事業所加算(Ⅰ) … 500単位/月(事業所の全利用者加算対象)</p> <p>(2) 特定事業所加算(Ⅱ) … 400単位/月(事業所の全利用者加算対象)</p> <p>(3) 特定事業所加算(Ⅲ) … 300単位/月(事業所の全利用者加算対象)</p>	算定基準 別表ハ・注	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次の算定要件に適合していますか。(※当該加算にかかる取扱いについては、留意事項第3-11を参照してください。)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○特定事業所加算(Ⅰ) … 次のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 主任介護支援専門員以外に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3人以上配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が4割以上であること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
6. 特定事業所加算	(8)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	算定基準別表ハ・注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10)指定居宅介護支援費において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定事業所の介護支援専門員一人当たり40人未満であること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(11)法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備していること。(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○特定事業所加算(Ⅱ) ・・・次のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1)上記(Ⅰ)の(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)及び(11)の要件に適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○特定事業所加算(Ⅲ) ・・・次のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1)上記(Ⅰ)の(3)、(4)、(6)、(7)、(9)、(10)及び(11)の要件に適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2)上記(Ⅱ)の(2)の要件に適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3)主任介護支援専門員以外に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2人以上配置していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	毎月、算定要件の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	算定要件に適合しなかった場合、加算取下げの届出を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
7. 入院時情報連携加算	<p>利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として次に掲げる所定単位数を算定していますか。</p> <p>(1)入院時情報連携加算(Ⅰ) …… 200単位 (※本加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できない。)</p> <p>(2)入院時情報連携加算(Ⅱ) …… 100単位 (※本加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定できない。)</p>	算定基準 二・注	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>次の算定要件に適合していますか。</p> <p>○入院時情報連携加算(Ⅰ) … 医療機関へ訪問し、当該医療機関の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>○入院時情報連携加算(Ⅱ) … (Ⅰ)以外の方法により必要な情報を提供していること。</p> <p>※「必要な情報」とは、当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況をいい、利用者が入院してから遅くとも7日以内に情報提供を行った場合に算定する。その他、当該加算にかかる取扱いについては、留意事項第3-12を参照してください。</p>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 退院・退所加算	<p>病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居室において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、当該利用者の居宅サービス等の利用開始月に、300単位を加算していますか。(ただし、入院又は入所期間中につき3回を限度とする。)</p> <p>なお、初回加算を算定する場合は、算定できない。また、施設サービスにおける在宅・入所者相互利用加算を算定する場合は、算定できない。</p> <p>※当該加算にかかる取扱いについては、留意事項第3-13を参照してください。</p>	算定基準 ホ・注	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
9. 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	<p>利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、当該利用者に係る必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合には、300単位を加算していますか。</p> <p>(ただし、当該利用者が当該小規模多機能型居宅介護事業所を利用し過去6か月以内に本加算を算定している場合は算定できない。また、当該利用者が小規模多機能型居宅介護を利用開始した場合のみ算定できる。)</p> <p>※当該加算にかかる取扱いについては、留意事項第3-14を参照してください。</p>	算定基準 へ・注	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	<p>利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、当該利用者に係る必要な情報を提供し、居宅サービス計画の作成等に協力した場合には、300単位を加算していますか。</p> <p>(ただし、当該利用者が当該看護小規模多機能型居宅介護事業所を利用し過去6か月以内に本加算を算定している場合は、算定できない。また、当該利用者が看護小規模多機能型居宅介護を利用開始した場合のみ算定できる。)</p> <p>※当該加算にかかる取扱いについては、留意事項第3-15を参照してください。</p>	算定基準 ト・注	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 緊急時等居宅カンファレンス加算	<p>病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンス(※)を行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、200単位を加算していますか。</p> <p>(利用者1人につき1月に2回を限度とする。)</p> <p>(※)当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における医療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであること。カンファレンスの実施日、参加者氏名及び要点を居宅サービス計画等に記録すること。</p> <p>※当該加算にかかる取扱いについては、留意事項第3-16を参照してください。</p>	算定基準 チ・注	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由(別紙可)	堺市使用欄	
			適	不適		1	2
12. サービス種類 相互の算定関係	利用者が月を通じて下記のサービスを受けている場合は、当該月について、居宅介護支援費を算定していませんか。 ①特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入所者生活介護費を算定する場合を除く。) ②小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。) ③認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。) ④地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入所者生活介護費を算定する場合を除く。) ⑤複合型サービス(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)	算定基準 別表イ注7	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【根拠条文について】

法 :介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

施行規則:介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

基 準:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)

解釈通知:指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)

算定基準:指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)

留意事項:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)